役員報酬等に関する規則

社会福祉法人千坂福祉協会

（目的）

第１条　この規則は、社会福祉法人千坂福祉協会（以下、協会という。）の定款８条及び定款２２条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　役員とは、定款第１６条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

２　評議員等とは、定款第５条、第６条２項に基づき置かれる者をいう。

３　報酬等とは、役員及び評議員等が協会の業務を遂行したときの対価及び必要経費として支給するものをいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員等に対し支給する報酬等は、以下のとおり

(1)　会議等出席費用

役員（非常勤）及び評議員等が理事長の要請により会議に出席したときは、別表１に基づき出席１回当たりの費用を支給することができる。

なお、同日２回の会議に出席したときは、１回とみなすものとする。

(2) 業務報酬等

役員（非常勤）が施設の運営のため業務に従事したときは、別表２に基づき半日単位で積算した報酬又は業務遂行に要した費用を支給することができる。

(3) 職員業務手当

役員（常勤）で施設の職員業務を兼務する役員は、職員業務として給与を支給できるものとする。

なお、その額は管理監督者給与等事務細則に定める給与額を超えない範囲とする。

（報酬総額の報告）

第 4 条　役員及び評議員等の報酬並びに職員業務を兼務する役員の給与の総額について、毎年度現況報告書に掲示する。

（役員等の出張旅費）

第 5 条　役員及び評議員等が協会業務のため出張する場合は、別に定める旅費支給規則にもとづき日当及び旅費等を支給することができる。

（改正）

第 6 条　本規則の改正は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附　則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

令和　1 年 6 月 1 日より改正施行する。

令和　6 年 6 月 1 日より改正する。

「　役員報酬等に関する規則（別表）　」

別表１　役員及び評議員等の会議等出席の場合

（規則第３条）

会議等出席費用　　５，１５７円（費用弁償）

＊金沢市近郊以外については、
別途、交通実費を支給

別表２　役員（非常勤）が協会・施設の業務に従事した場合

（規則第３条）

報酬　　７，７３６　円（半日単位・税込）

以上